

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略）</p> <p><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略）</p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（てん補範囲等）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る対象契約に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号<u>から</u>第14号<u>までのいずれか</u>に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金等が決済される場合であって当該I L C取得後、又は円借款等により代金等が決済される場合であって当該円借款等の契約締結後に該当する場合を除く。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（てん補範囲等）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る対象契約に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号<u>又は</u>第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金等が決済される場合であって当該I L C取得後、又は円借款等により代金等が決済される場合であって当該円借款等の契約締結後に該当する場合を除く。</p> <p>一～四 （略）</p>	

4～5 （略）	4～5 （略）	
<p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由の場合には、100分の90</p> <p>4 （略）</p>	<p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、100分の90</p> <p>4 （略）</p>	
<p>（てん補責任額）</p> <p>第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険証券記載の付保率を乗じて得た額とする。ただし、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の対象契約の相手方に係る甲が受ける損失については、運用規程に定めるてん補責任の限度額（以下「支払限度額」という。）を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。</p> <p>三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定めるものであって、</p>	<p>（てん補責任額）</p> <p>第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険証券記載の付保率を乗じて得た額とする。ただし、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の対象契約の相手方に係る甲が受ける損失については、運用規程に定めるてん補責任の限度額（以下「支払限度額」という。）を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。</p> <p>三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定めるものであって、</p>	

<p>運用規程に定めるもの（支払限度額を設定したものを除く。）については、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の対象契約の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。</p> <p>イ～ハ （略） 四～五 （略）</p>	<p>運用規程に定めるもの（支払限度額を設定したものを除く。）については、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の対象契約の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。</p> <p>イ～ハ （略） 四～五 （略）</p>	
<p>（保険金の支払及び回収）</p> <p>第11条 第5条第2号に規定する支払限度額に係る保険金の支払い及び回収については、次の各号の規定によるものとする。</p> <p>一 保険金の支払いは、原則として保険金の支払請求に係る債権の決済期限が到来した順（約款第4条第12号又は第13号に規定する事由による請求の場合には、予定されていた決済期限の順）に第5条第2号に規定する金額を上限として行うものとする。</p> <p>二～五 （略） 2 （略）</p>	<p>（保険金の支払及び回収）</p> <p>第11条 第5条第2号に規定する支払限度額に係る保険金の支払い及び回収については、次の各号の規定によるものとする。</p> <p>一 保険金の支払いは、原則として保険金の支払請求に係る債権の決済期限が到来した順（約款第4条第12号に規定する事由による請求の場合には、予定されていた決済期限の順）に第5条第2号に規定する金額を上限として行うものとする。</p> <p>二～五 （略） 2 （略）</p>	
<p>（特約書の解除）</p> <p>第21条 第12条第1項及び第19条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、日本貿易保険は将来に向かってこの特約書を解除することができる。</p> <p>一 約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由による約款第3条第2号又は第4号の損失に係る甲の保険金請求が一の特約期間中において複数の相手方について行われ、かつ支払保険金の総額が多額にわたり、貿易一般保険包括保険（企業総合）の事業運営の</p>	<p>（特約書の解除）</p> <p>第21条 第12条第1項及び第19条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、日本貿易保険は将来に向かってこの特約書を解除することができる。</p> <p>一 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由による約款第3条第2号又は第4号の損失に係る甲の保険金請求が一の特約期間中において複数の相手方について行われ、かつ支払保険金の総額が多額にわたり、貿易一般保険包括保険（企業総合）の事業運営の</p>	

<p>合) の事業運営の安定性と保険契約者の公平性を損なうおそれがある と日本貿易保険が認めたとき 二 (略)</p>	<p>安定性と保険契約者の公平性を損なうおそれがあると日本貿易保 険が認めたとき 二 (略)</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		
<p>附帯別表第1の2（抜粋）</p> <p>設備（一つの機能を営むために配置され又は組み合わされた機械装 置又は工作物の総合体をいう。） （設備表示コード） 00172-0000 公害防止及び防災設備・技術提供</p>	<p>附帯別表第1の2（抜粋）</p> <p>設備（一つの機能を営むために配置され又は組み合わされた機械装 置又は工作物の総合体をいう。） （設備表示コード） 00172-0000 <u>貨物</u>公害防止及び防災設備・技術提供</p>	